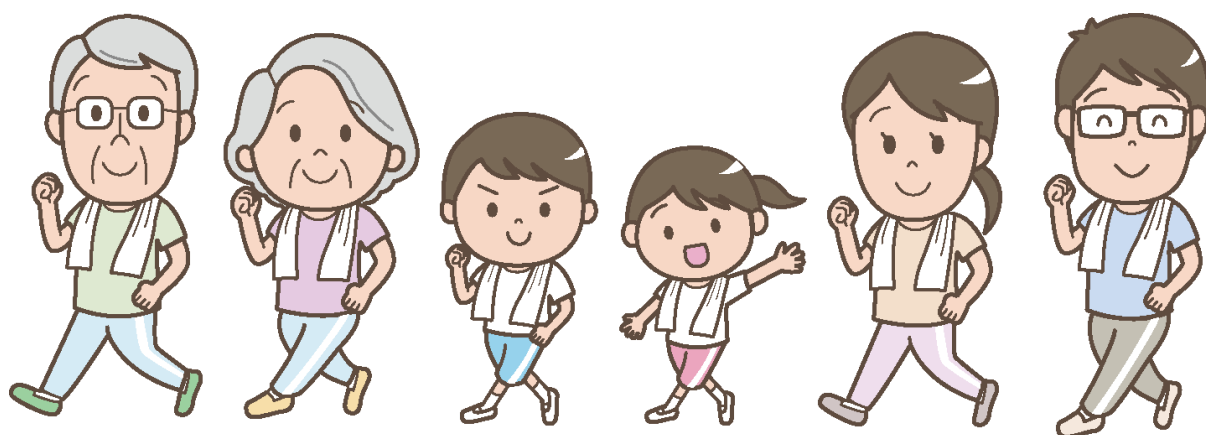


概要版

第3次滑川町健康づくり行動計画



平成 30 年 3 月

滑 川 町

■計画策定の背景及び趣旨

滑川町は、平成 24 年 6 月に「滑川町健康づくり行動宣言」を行いました。宣言では、町内に暮らす人や企業、グループ、地域、行政が一体となって、医療費を抑え、生涯を通じて健康で安心して暮らせる町づくりにまい進することとし、同年 11 月にはそのための活動を具体化した「滑川町健康づくり行動計画」を策定しました。

この度、第 3 次となる滑川町健康づくり行動計画は、国や県の方針を踏まえた「健康増進計画」と「食育推進計画」を包含し、これまで以上に町民の健康づくりを総合的に支援する計画として策定するものです。

■計画の位置づけ

第 3 次滑川町健康づくり行動計画は、第 5 次滑川町総合振興計画を上位計画とし、町民の総合的な健康づくりを支援する「滑川町健康増進・食育推進計画」を包含しています。健康増進計画及び食育推進計画は、それぞれ健康増進法及び食育基本法において、以下のとおり規定されています。

健康増進計画：健康増進法第 8 条第 2 項の規定に基づく市町村健康増進計画

食育推進計画：食育基本法第 18 条第 1 項の規定に基づく市町村食育推進計画

計画策定にあたっては、上記法令に基づくとともに、「健康日本 21（第二次）」、「健康埼玉 21」などの国や県が示す健康づくりの指針や計画を踏まえ、更に町の健康づくりに関する個別計画との整合を図りました。

■計画の期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 39（2027）年度までの 10 年間とします。また、5 年後の平成 34（2022）年に見直しを行います。

		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35～39
滑川町	総合振興計画	第 5 次（前期基本計画）							
	健康づくり行動計画	第 2 次 (H27～H29)		第 3 次 (健康増進計画・食育推進計画) ◆見直し(H34)					
県	健康埼玉 21	(H25～H34)							
	健康長寿計画	第 2 次							
	食育推進計画	第 3 次							
国	健康日本 21	第二次 (H25～H34)							
	食育推進基本計画	第 3 次							

■計画の基本理念と基本目標

本町では、平成 24 年6月の「滑川町健康づくり行動宣言」を踏まえ、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

みんなが健康で長寿の町

また、町民一人ひとりが、健康で、生きがいのある豊かな人生をより長く送ることができるように、本計画の基本目標は、「健康寿命の延伸」とします。

基本目標

健康寿命の延伸

基本理念のもと、基本目標を実現するために7つの基本方針を設定しました。それぞれの基本方針ごとに、次のとおり、町の施策と町民の取り組みを推進します。

■施策の推進



1. 栄養・食生活(食育推進計画)

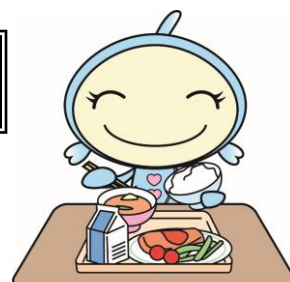
基本方針：食事を通して豊かな心と身体をつくり、食への知識を深めます

●町が行う施策

①計画的に食育を推進します	1 食育推進計画の策定
②正しい情報を広く伝えます	1 啓発事業
③食や栄養についての理解を深めます	1 離乳食相談 2 乳幼児栄養相談 3 パパママ教室 4 成人栄養相談 5 学校給食事業 6 食育の推進、啓発
④単身高齢者の栄養の充実を図ります	1 給食サービス事業

■町民の取り組み

主食・主菜・副菜がそろった食事をします



滑川町マスコットキャラクター
ターナーちゃん



2. 身体活動・運動

基本方針：日常的にできる運動の習慣化を目指し、健康な身体をつくれます

●町が行う施策

①町民自身による健康づくりのための運動を推進します	1 健康づくり実践事業 2 健康相談事業 3 安全なウォーキング 4 地区内ごみ拾い活動	5 体育施設・用具の整備 6 スポーツ・レクリエーション事業 7 文化財めぐり 8 公民館教室
②健康づくりのイベントを町民に広く周知します	1 啓発事業	
③子どもの健康づくりを支援します	1 乳幼児健康診査 乳幼児健康相談 子ども発達相談 2 小・中学校における取り組み	3 児童・生徒の体力向上 4 学校体育施設の開放
④高齢者同士の自主的な健康づくりを支援します	1 寿学級 2 サロンの推進	

■町民の取り組み

運動する習慣を身につけます



3. 休養・こころの健康

基本方針：ストレス解消法を見つけ、十分な睡眠をこころがけます

●町が行う施策

①相談窓口によるこころの健康づくりを推進します	1 相談窓口の情報発信 2 各種相談・訪問事業	
②子育て支援を通じて、親の不安を解消します	1 乳幼児健康診査 乳幼児健康相談 乳幼児全戸訪問事業 家庭訪問事業 2 地区組織による声かけ訪問	3 子育て相談 4 教育相談事業 5 小川町広域適応指導教室
③高齢者の意欲を向上させる場づくりを支援します	1 寿学級 2 生きがい事業	

■町民の取り組み

自分に合ったストレス解消法を見つけ、実行します



4. 飲酒・喫煙

基本方針：飲酒と喫煙のリスクを正しく理解し行動します

●町が行う施策

①飲酒や喫煙についての正しい情報を伝えます	1 啓発事業	4 未成年の飲酒・喫煙防止教育
	2 パパママ教室 禁煙相談	5 薬物乱用防止教室
	3 健康相談事業	

■町民の取り組み

家庭内での禁煙や分煙に取り組めます



5. 歯と口腔の健康

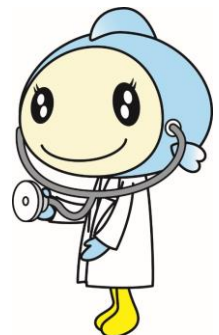
基本方針：定期検診を受け、正しい歯磨き習慣をつけます

●町が行う施策

①乳幼児期の歯の健康づくりを進めます	1 乳幼児健康診査	3 パパママ教室 歯科衛生コーナー
	2 歯科講話「ベビーからキッズへ 歯ッピー歯育て」	
②検診・指導を通じて歯の健康づくりを進めます	1 健康まつり 歯科コーナー	3 歯科保健事業
	2 歯周病検診	

■町民の取り組み

定期的に歯科検診を受診します



滑川町マスコットキャラクター
ターナちゃん



6. 生活習慣病予防

基本方針：健康診査を毎年受け、自分の身体の健康を考えます

●町が行う施策

①日常的な体調管理を促進します	1 かかりつけ医の推進
②受診しやすい健康診査の受診の機会をつくります	1 各種健診（検診）の受診勧奨事業 3 各種がん検診 肝炎ウイルス検診 2 若者・特定・長寿健診 生活保護受給者健診
③健診の結果を健康づくりに生かします	1 健診結果説明会 健康相談 2 特定保健指導
④健（検）診の受診を推進します	1 特定健診受診率向上

■町民の取り組み

健（検）診を受け、結果を疾病の早期治療に生かします



7. 健康づくりのための社会環境整備

基本方針：人と自然、人と地域がつながりをより深め、みんなが住みよい社会環境をつくります

●町が行う施策

①健康づくりの意識を高めます	1 健康づくり PR 事業（健康家族の紹介リレーなど） 2 健康づくり PR 事業（懸垂幕、のぼり旗の設置など）	3 人材の確保と予算配置 4 広報活動
②地域活動による健康づくりを支援します	1 ボランティアの育成 2 地域支え合いの仕組み推進事業 3 スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援 4 健康づくりグループ支援事業	5 健康づくり実践事業（健康づくり推進員の委嘱） 6 健康づくり調整会議の開催 7 健康づくり実践事業（運動・食などの出前講座の実施）
③官学連携を推進します	1 官学連携事業	
④いつまでも健康でいられるよう支援します	1 一般介護予防事業	

■町民の取り組み

仲間をさそって、地域での健康づくり活動に参加します

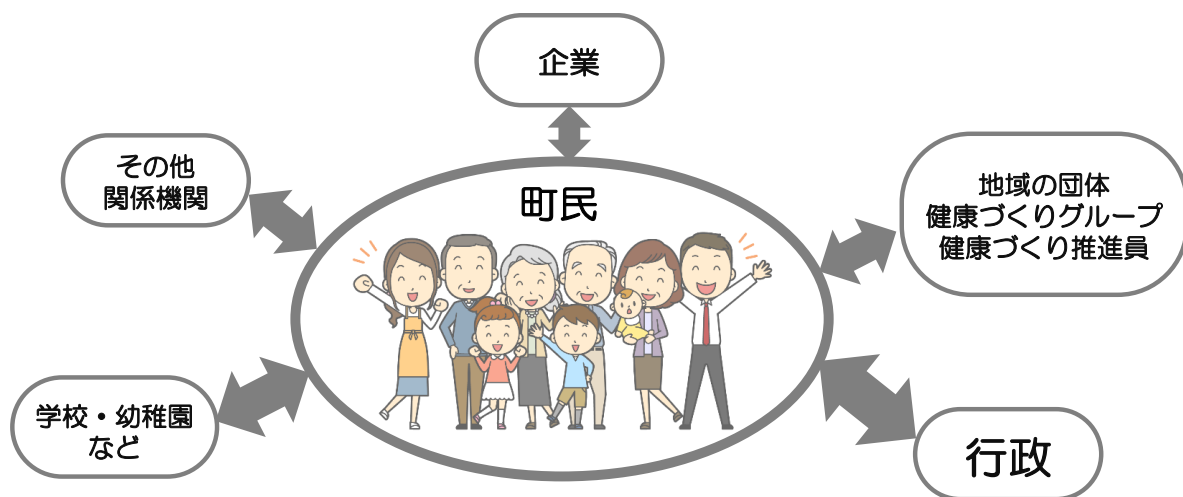
■ライフステージ別の健康づくり

	妊娠期	乳幼児期 0～5 歳	学童・思春期 6～18 歳	青年期 19～39 歳	壮年期 40～64 歳	高齢期 65 歳以上
栄養・食生活	パパママ教室	離乳食相談		成人栄養相談		
		乳幼児栄養 相談				給食サービス 事業
		学校給食事業 食育の推進、啓発				
身体活動・ 運動	健康づくり実践事業					
	学校体育施設の開放 安全なウォーキング事業 スポーツ・レクリエーション事業 公民館教室					
		子ども発達 相談				寿学級
休養・こころ の健康	各種相談 訪問事業					
		子育て相談				寿学級
		教育相談事業				生きがい事業
飲酒・喫煙	パパママ教室 禁煙相談		健康相談事業			
			未成年の 飲酒・喫煙 防止教育			
		薬物乱用防止 教育				
歯と口腔の 健康	パパママ教室 歯科衛生 コーナー	健康まつり 歯科コーナー		歯周病検診 ※20 歳以上		
	乳幼児健康 診査歯科講話					
	歯科保健事業					
生活習慣病 予防	かかりつけ医の推進					
				若者・特定・長寿健診 各種がん検診 肝炎ウイルス検診 健診結果説明会		
				特定保健指導		
健康づくりの ための社会環 境整備	健康づくり PR 事業・健康づくり実践事業					
				地域支え合いの仕組み推進事業		
				一般介護予防事業		
   						

■計画の推進・評価

●計画の推進体制

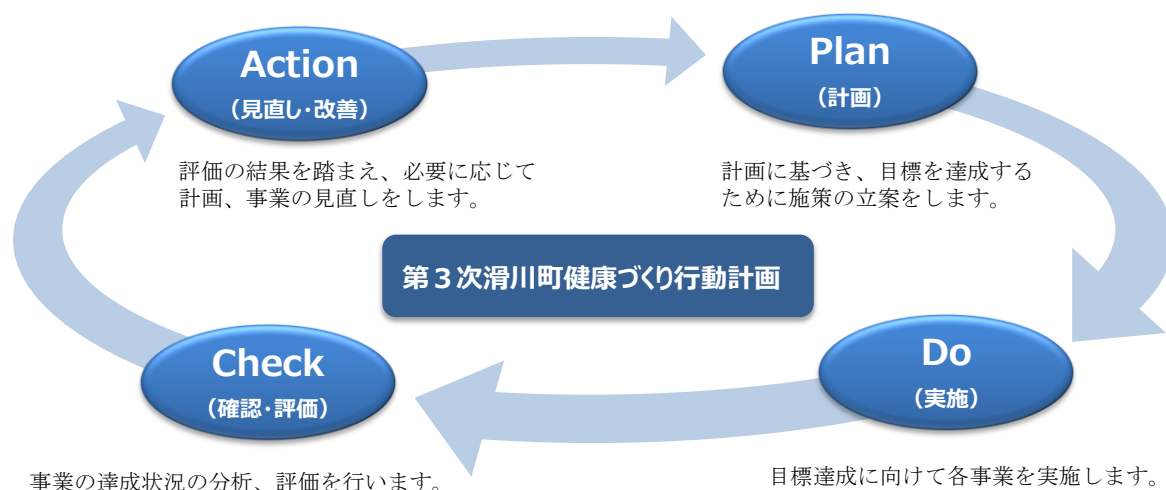
本計画は、健康づくりや食育の主体となる町民をはじめ、企業、グループ、地域、行政、関係団体が相互に連携し、協働しながら「みんなが健康で長寿のまち」づくりを推進します。



●計画の進行管理と評価

「滑川町健康づくり推進委員会」を設置し、計画の評価や、より効果的な健康づくり施策について審議し関係機関と連携を図りながら計画を推進します。

計画の見直しは社会状況などの変化も踏まえ、中間年度の平成 34 年に行います。その後平成 39 年に最終評価を行い、次の計画策定に反映します。



第3次滑川町健康づくり行動計画

発行 平成 30 年 3 月
編集 滑川町健康づくり課（保健センター）
〒355-0811 埼玉県比企郡滑川町大字羽尾 4972-8
電話 0493-56-5330 FAX 0493-56-5331
<http://www.namegawa-hoken-center.jp/>